〈福祉への提言〉

社会福祉協議会の性格吟味と新展開

岩室村社会福祉協議会
会長　本間　八十太郎

昨年の暮れ近く、全県下の市町村社会福祉協議会長会議に出席、不勉強な自分にとって大きな収穫があったので、識者に対しては屋上屋を架するのきらいもあるが、広く村民各位からこれに対して強い関心を寄せていただきたく、敢えて要約を録し、御一考を乞う次第である。

■福祉時代と社会保障

昨今はとにもかくにも、世間の関心が福祉に注がれている時代である。

拡大を望む反面、過剰の負担を国民にもたらすバラまき福祉への反省の声もある。さて、その行末は如何にあるべきなのであろうか。

■社協（社会福祉協議会の略）の性格と使命

社協は、公共性を持った民間有志の団体である。この基本理念にたって、福祉関係の事業を行うと共に、各種の関係機関・団体間の連絡調整と、有志活動の啓発あるいは指導助言に当るのが本来の使命とされている。

■社協の土台

社協は、いくばくかの会費を持寄る会員制となるのが建前である。

望ましくは、要援護者を除く全住民の総参加であり、先進市町村では着々とその姿が実現し、社協の組織と活動を支えている。

■社協の組織

社会福祉法人として組織化された社協や、先進社協では、次のような組織を構成しているところが多い。

・理事会　執行機関として社協の運営に当る。

・評議員会　各界の代表で構成され、決議機関に相当する。

・推進員　各地域や団体内に置かれ、実際活動に当る。

・専門委員　専従職員として、社協の実務を担当する。

本村では、右の理事会に相当する十五名の委員が委嘱されているのみで、事務局を役場住民福祉課に置き課長以下福祉担当職員が兼務しているに過ぎず、組織的には全く未整備といわざるを得ない。

ちなみに、社協活動の中核となるべき事務局は、県下約八十%が役場庁舎内にあり、約二十%は福祉センター等の社会福祉施設に置かれている。

■当村社協の新生面開拓

「福祉」は、実に複雑多岐に亘り、人間のあらゆる社会的生活分野にかかわるといっても過言ではない。余りに広範囲なるが故に漠然として焦点を定めかたいところであるが、行政と住民活動が両々相まって、車の両輪の如くなければ、福祉の実はあがらぬこともまた論をまたないところであろう。

そこで、当村社協としても、全村民の善意と衆知をあつめて、強固な組織と財資を確立し、独自の事業活動を展開することにより、「福祉のこころ」を具現し得るよう、次の点について大方の御検討をお願いする次第である。

・法人化をめざして組織を強化するために、

イ、会員制を導入し、広く浄財をあつめること。

ロ、各字毎に相当数の推進員を置き、活動の浸透をはかり、基盤を拡大充実すること。

ハ、福祉諸団体の外に、学校教育・社会教育・婦人青少年・民生、司法・保健衛生、更には宗教界産業界の代表をも網羅した評議員会を設置することに、専門委員及び専従職員を配置して事務局を強化すること。

・社協活動を充実するために、

イ、要援護者（心身障害児者・独居老人・母（父）子家庭・病弱者・生活困窮者等）の綿密な実態把握と対策の確立。

ロ、役職員の研修と資質の向上、先進社協の研究視察、各種福祉施設への援助と慰問、講演会や講座の開設及び社会福祉大会の開催を通じての気運醸成。

ハ、有志の奉仕活動（ボランテア）の功長。

ニ、役職員による各種団体機関へのはたらきかけ。

ホ、広報いわむろ活用のほか、独自の機関紙発行。

おわりに、社協関係者として心すべきことひとつ。お隣りの破れ障子を見て笑う人あり、あに計らんや自分の家の破れ障子からのぞいてることに気もつかずに。

心寒き近頃の世相から。

四月一日～七日

春の火災予防運動

春の火災予防運動が、四月一日から七日までの一週間、県下一斉に実施されます。

消防岩室分署では、火災予防運動期間中、旅館、工場、危険物、特殊対象物施設を巡回して、消防設備等が基準に合致されているかどうか、指導、点検も行ないます。

また、各家庭は消防団員が指導、点検を行ないますので御協力お願いいたします。

消防団本部で全村を巡回して防火のPRと水利点検等を行ないます。

春先の火災は、大きな火災になりますので火の元には十分注意し、皆んなで次のことに気を付けましょう。

(1)たばこの投げ捨てと寝たばこは絶対しない。

(2)ガス器具を正しく使う。

(3)でかけるとき、寝る前に火の点検をする。

(4)年寄り、子ども、病人の安全避難の確保。

(5)防火用水、消火器などの消火器具の準備と、消火方法の習得。

救急車 消防車 の出動状況

昭和51年1月1日～昭和52年12月31日まで

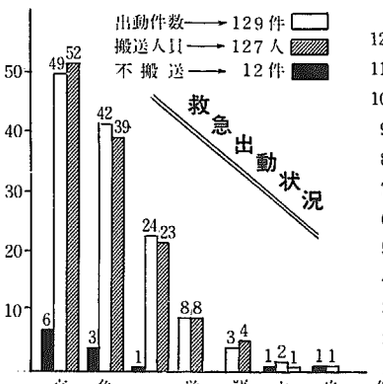

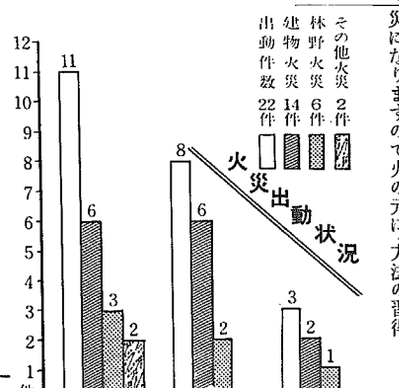

交通災害共済に家族そろって加入を

～加入手続は早目に～

"一日一円の会費で会員相互の助け合いを"ということで県交通災害共済組合が発足してからすでに八年を経過いたしました。

この間、加入会員の数も年々増えて昭和五十一年度の本村加入者は、六、九〇〇人をこえ、加入率も七五%と大部分の方々が加入されております。

交通事故絶滅の願いもむなしく、なかなか事故は減りません。いつあなたやご家族の方が交通事故に遇うかわかりません。

役場ではこのような場合に備えて交通災害共済に加入されることをおすすめしております。

いま加入している人も三月三十一日で共済期間が終りになりますので忘れずに継続のための加入申込みをしてください。

この制度のくわしいことや、加入とか見舞金請求手続についてはいつでも役場総務課へおたずねください。

◇加入資格は

村に住所のある方はどなたも年令に制限なく加入できます。

◇掛金は

一人年額三五〇円です。

◇加入の手続き

各部落長さんを通して、加入申込書を配布しますので、加入される人数に三五〇円を乗じた額を添えて農協、信組、または役場総務課まで納付ください。

申込書には役場で二月一日現在で住民基本台帳にもとづいて記入してありますので加入しない人は消して納付してください。

お忘れなく 確定申告と納税を

―所得税―

昭和五十一年分の所得税の確定申告と納税は三月十五日までです。

納税相談日の日程表も御手もとに届き、すでに申告のお済みになった方も有ると思いますが、まだお済みになっていない方は今一度日程表を確認されて忘れる事のない様に確定申告をして下さい。

なお確定申告をしなければならない人が申告をしなかったり誤りの有る申告をしますと、決定や更正が行なわれます。この場合追加税額を納めるだけでなく、加算税なども納める事になったり、非常に不利になります。確定申告の際はよく確かめて正しい申告をしてください。

所得税の確定申告書を提出した人は、村民税や事業税の申告書を提出しなくてもよいことになっています。

自分の資産を確かめて見ませんか

課税台帳の従覧

―固定資産税―

毎年皆様から納めていただいて居ります固定資産税の課税台帳が次の日程で従覧される事になりました。

あなたが所有して居る資産（土地、家屋、償却資産）がどの様に登録され評価額がいくらになって居るか確認に御出掛け下さい。

この課税台帳が基になり昭和五十二年度の固定資産税が課税されます。

◉期間　三月一日から三月十九日まで（日曜日と土曜日の午後を除く毎日）

◉場所　岩室村役場税務課

除雪作業の後処理について

ついてのお願い

今年は例年になく豪雪に見まわれ、除雪車出動の回数が多く、除雪作業につきましては、村民みなさんの御協力を得て、漸く一段落し、ほっとしております。

除雪作業中は十分に注意をはらったつもりですが、田、畑等に路上の砂利等が多く混入されたことと思います。

村民の皆さんには大変御迷惑をおかけしますが、それらのことには村は補償等は出来ませんので、各自御協力をお願い致します。

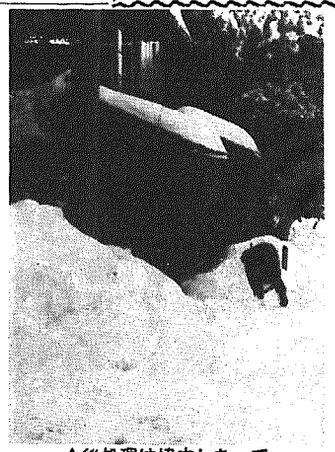

▲後処理は協力しあって

三月分の水道使用料について

例年にない豪雪のため、二月の定期メーター検針が出来ず三月初めに実施する計画でありましたが、しかし現状の積雪では三月の検針も実施することが不可能のため四月初旬に検針することに変更いたします。これがため二月の使用料は基本料金のみであり、三月分の水道使用料は十二月の検針実績で概算し、超過料金二ケ月分を併せ納入して戴くこととなります。尚四月メータ検針を実施し精算いたしますので宜敷くお願いします。又、冬期間は水道が比較的多く使われております。これ等にかかる使用料は四月に算定されますのでご了解と、期限内納入のご協力をお願いします。

振替納税をまだ利用してない方へ

◎利用しませんか!!

村民税等の振替納税

村税等の納入金につきましては納期限内納入に御協力いただきます事を厚く御礼申し上げます。

岩室村が振替納税の制度をはじめて二年目を迎えんとして居りますが、村内の個人の納税者の九〇%近くの皆様から御利用いただき大変に好評を得て居ます。

昨年は御利用いただけなかった法人の納税者も今年から利用していただく様に申込書等を御送りして多くの会社から申込いただきました。まだ振替納税をしてない皆さんも今年から利用して見ませんか。納め忘れもなく、納税に行く手間もいらずに安心して納税を済ませて下さい。

振替納税の申込をすると納税通知書は御宅へ、一年分の納付書は御申込の金融機関に送られ、納期が来ると預金から引落されて納税されます。

申込やくわしく知りたいときは役場の税務課又は村の指定金融機関の窓口へ印鑑持参で御相談下さい。

◎有りませんか!!

納め忘れた税金等

二月二十八日納期の国民健康保険税四期を最後に五十一年度の納税が終りました。（軽自動車税の月割や国民健康保険税の更正等特別のものと水道料、保育料を除く）うっかり納め忘れた村税等納入金が有りませんか、今一度お調べ下さい。

今月の心配ごと相談日

三月一日　間瀬尊光寺　相談員　五十嵐浄尊　岡本　正明

三月十日　岩室村役場　相談員　渡辺　洞雲　相談員　佐藤九三九

三月二十日　夏井公会堂　相談員　阿部　ヤノ　相談員　佐藤九三九

三月二十五日　岩室公会堂　相談員　石添　義雄　青柳　正彦

時間はいずれも午後一時から四時まで。